

報道機関各位

農林水産部食の安全・安心推進課長

株式会社青森県果工におけるりんご加工品の
JAS法表示違反に対する措置について

標記について、本日、株式会社青森県果工に対して、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の14第1項並びに同法第23条第1項及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号）第11条第1項第1号に基づく指示を行いましたので、お知らせします。

概要については別紙のとおりです。

なお、この件について、本日13時から農林水産部長室において、記者発表を行います。

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	食の安全・安心推進課 企画調整グループ 秋元技師 〔 農林水産部 有馬 次長・報道監 〕
電話番号	(内線) 3214 (有馬 次長・報道監 3181) (直通) 017-734-9351

別紙

株式会社青森県果工におけるりんご加工品の JAS法表示違反に対する措置について

1 要旨

下記事業者が取扱いしたりんご果汁製品の表示に疑義があるため、県と東北農政局青森農政事務所が合同で調査を実施した結果、加工食品品質表示基準及び果実飲料品質表示基準に違反する表示を行っていたことを確認しました。

このため、JAS法第19条の14第1項並びに同法第23条第1項及び同法施行令第11条第1項第1号の規定に基づき平成20年8月4日付で改善の指示を行いました。

2 違反した事業者の名称及び所在地

社名	株式会社青森県果工
所在地	青森県弘前市東和徳町19番地1

3 違反の内容

- (1) 平成19年7月1日から20年6月30日までの間に、一般消費者向け果汁入り飲料について、輸入濃縮果汁を使用しながら「青森県産りんご果汁使用」と表示し、約5キロリットル販売したこと
- (2) 平成19年7月1日から20年6月30日までの間に、一般消費者向けりんごジュースについて、原料の一部に濃縮果汁を使用して製造していながら「りんごジュース(ストレート)」と表示し、少なくとも112キロリットル販売したこと

4 指示の内容

別紙1のとおり

別紙1

株式会社青森県果工に対する指示の内容について

- 1 株式会社青森県果工が取り扱う全ての加工製品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示が発見された場合には、適正な表示に訂正した上で販売すること。
- 2 株式会社青森県果工の全役員及び従業員に対して、直ちに食品の品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 3 株式会社青森県果工が製造・販売した商品の一部に、加工食品品質表示基準及び果実飲料品質表示基準で定められた事項が遵守されていなかった主な原因として、同社における品質表示制度に関する認識が欠如しており、不適正表示を抑止するチェック体制など品質表示の管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底するとともに、再発防止策を講ずること。
- 4 1から3までの指示に対して、株式会社青森県果工が講じた措置について、平成20年9月3日までに青森県知事あて提出すること。

(参考) 関係法令等抜粋

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (J A S 法) (最終改正:平成一九年三月三〇日法律第八号)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第十九条の十三 農林水産大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品(生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。)の品質に関する表示について、農林水産省令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2、3、4、5、6 (略)

(表示に関する指示等)

第十九条の十四 農林水産大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者等があるときは、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2、3 (略)

(報告及び立入検査)

第二十条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定製造業者等、認定生産行程管理者、認定流通行程管理者、認定小分け業者、認定輸入業者、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等若しくは指定農林物資の生産業者、販売業者若しくは輸入業者に対し、その格付(格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。)、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付、品質に関する表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3、4 (略)

(都道府県が処理する事務等)

第二十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

2 (略)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (J A S 法) 施行令
(最終改正：平成一九年三月三〇日政令第一一一号)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務でその主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等に関するものは当該都道府県の知事が、第二号及び第四号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で法第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が、第三号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務で表示基準設定農林物資の製造業者等に関するものは当該製造業者等の工場、店舗、事務所、事業所、倉庫その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、第二号から第四号までに掲げる農林水産大臣の権限に属する事務(第二号及び第三号に掲げるものにあつては、法第十九条の十四の規定の施行に関し必要と認められる場合に限る。)については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十九条の十四第一項及び第二項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務

二 法第二十条第二項に規定する報告の徴収に関する農林水産大臣の権限に属する事務

三 法第二十条第二項に規定する立入検査に関する農林水産大臣の権限に属する事務

四 法第二十一条第一項に規定する申出の受理及び同条第二項に規定する調査に関する農林水産大臣の権限に属する事務(農林物資の品質に関する表示に係るものに限る。)

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる農林水産大臣の権限に属する事務を行った場合には、農林水産省令で定めるところにより、その内容を農林水産大臣に報告しなければならない

4、5、6 (略)

加工食品品質表示基準(制定平成12年3月31日農林水産省告示第513号)

(表示禁止事項)

第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

- (1) 第3条又は第4条の2の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- (2) 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような表示
- (3) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
- (4) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示(別表5の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。)

果実飲料品質表示基準(制定平成12年12月19日農林水産省告示第1683号)

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び使用方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの(パインアップルにあつてはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあつてはL-アスコルビン酸及びL-アスコルビン酸ナトリウムを使用したものを含む。)にあつては「〇〇ジュース(ストレート)」と、還元果汁を使用したものにあつては「〇〇ジュース(濃縮還元)」と、それ以外のものにあつては「〇〇ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、砂糖類又ははちみつを加えたものにあつては「〇〇ジュース(濃縮還元)」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあつては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。